

# 認知症・高齢者等対策に関する 国土交通省の取組について

平成26年9月25日  
国土交通省

# 改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

## 交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化

日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等

まちづくりの観点からの交通施策の促進

関係者相互間の連携と協働の促進

等

### 目標

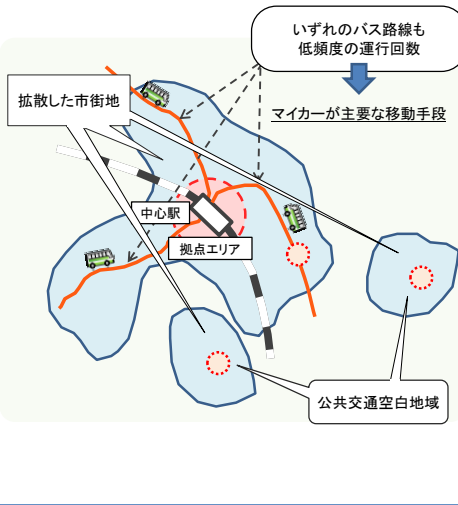
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

### ポイント

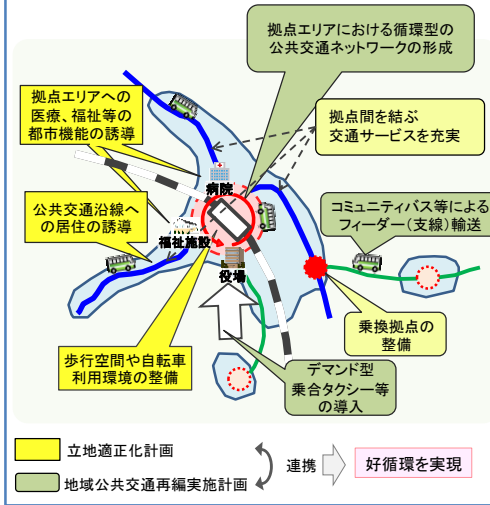
- ① 地方公共団体が中心となり、
- ② まちづくりと連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

## コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

### 現状



### まちづくりと一体となった公共交通の再編



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成

## 改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

### 基本方針

国が策定  
まちづくりとの連携に配慮

### 地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、  
地方公共団体が  
協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

### 地域公共交通特定事業

#### 地域公共交通再編事業

面的な公共交通ネットワークを再構築するため、事業者等が地方公共団体の支援を受けつつ実施

軌道運送  
高度化事業  
(LRTの整備)

鉄道事業  
再構築事業  
(上下分離) ...

#### 地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画 ...

地方公共団体が事業者等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

# スマートウェルネス住宅等推進事業の概要

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備及び先導的な取組みを支援する「スマートウェルネス住宅等推進事業」を実施する。

## スマートウェルネス住宅等推進事業

### ① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

〔住宅〕 補助率:建設・買取 1/10、改良 1/3 補助限度額:100万円/戸

〔高齢者生活支援施設〕 補助率:建設・買取1/10、改良 1/3 補助限度額:1,000万円/施設

### ② スマートウェルネス拠点整備事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画(スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設※の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

補助率:建設・買取・改良 1/3

補助限度額:1,000万円/施設

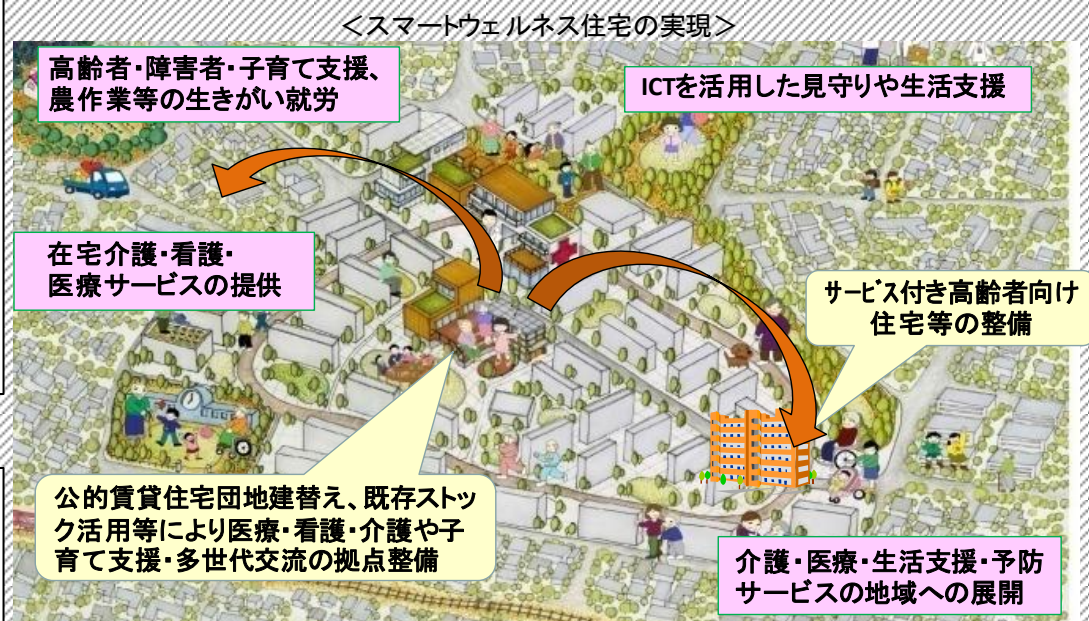
※高齢者生活支援施設、障害者福祉施設、子育て支援施設

### ③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

○ 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。

〔建設工事費〕 補助率:建設・買取 1/10、改良 2/3

〔技術の検証費、情報提供及び普及費等〕 補助率:2/3

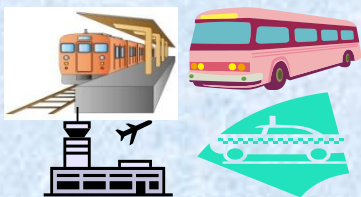


## ○バリアフリー法に基づく施策の柱

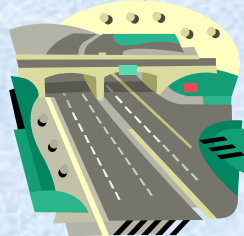
### 1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ◆旅客施設・車両や道路、建築物などの施設ごとに**バリアフリー化の目標**などを設定。
- ◆旅客施設や特定の道路・建築物などの**新設や大規模改良等を行う場合**に、その施設の所有者・管理者等に対し、**移動等円滑化基準への適合(バリアフリー化)**を義務付け。
- ◆**既存の施設**については、基準適合への**努力義務**。

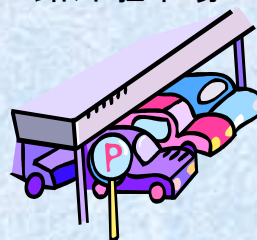
旅客施設及び車両等



道路



路外駐車場



都市公園



建築物



- ◆公共交通事業者等に対し、職員に対する**教育訓練の努力義務**。



公共交通事業者による教育訓練の様子  
(出典)京阪ライフサポートホームページより



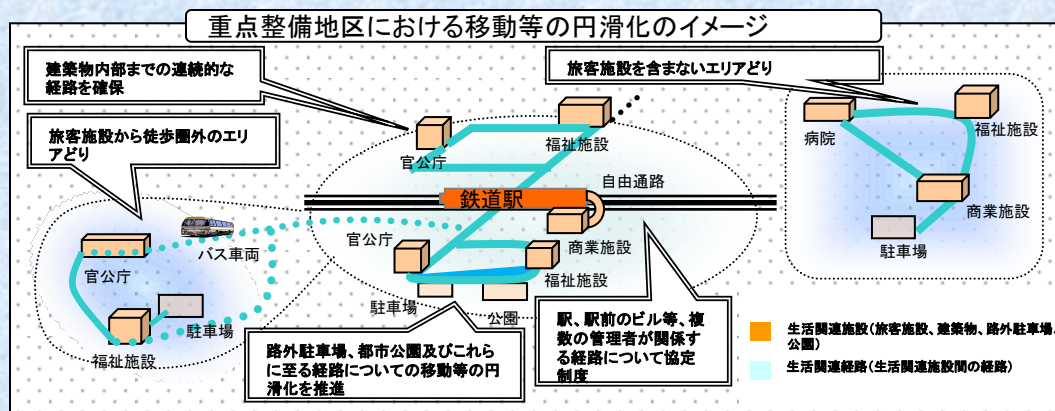
交通事業者向けバリアフリー教育訓練プログラム(BEST研修)の様子



## 2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

◆市町村は、高齢者・障害者などの当事者の参画を得ながら、旅客施設や官公庁、福祉施設などの生活関連施設が所在する一定の地区を重点整備地区として定め、これらの施設内や施設間の経路のバリアフリー化を進めるための面的なまちづくり計画である「基本構想」を定めることができる。

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



## 3. 心のバリアフリーの推進

◆国は、啓発活動などを通じて、国民の高齢者、障害者等に対する理解・協力や、バリアフリー化の促進に関する理解を深める「心のバリアフリー」を推進。



●車いすサポート体験



●視覚障害者サポート体験



●高齢者疑似体験

## ○移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月改正）の概要

### <背景>

- 各種施設等のバリアフリー化に関する従来の目標は平成22年末が期限
- 本格的高齢社会において、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤。これまでの取組により、バリアフリー化は相当程度進展したが道半ばであり、引き続き着実な取組が必要

### 一. 移動等円滑化の意義及び目標

#### ○ 移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

#### ○ 移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定

### 三. 基本構想の指針

#### ○ 重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・ 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調
- ・ 作成した基本構想について、地域の高齢者・障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨

### 二. 施設設置管理者が講ずべき措置

#### ○ 適切な情報提供

視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨

#### ○ 職員等の教育訓練

施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者・障害者等の意見反映や参画を推奨

### 四. 移動等円滑化施策に関する基本的事項その他

#### ○ 国民の責務

国民が、高齢者・障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上わかりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

## 【バリアフリー化整備目標】

		現状※1 (2012年度末)	2020年度末までの目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	82%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3000人以上を原則100%</li> <li>○ この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う</li> <li>○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化</li> </ul>	
	ホームドア・可動式ホーム柵	52路線 564駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進	
	鉄軌道車両	56%	約70%	
バス	バスターミナル	83%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3000人以上を原則100%</li> <li>○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化</li> </ul>	
	乗合 バス 車両	ノンステップバス	41%	約70% (対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
		リフト付きバス等	4%	約25% (リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
船舶	旅客船ターミナル	88%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3000人以上を原則100%</li> <li>○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化</li> <li>○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化</li> </ul>	
	旅客船	25%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 約50%</li> <li>○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100%</li> <li>○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化</li> </ul>	
航空	航空旅客ターミナル	85%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3000人以上を原則100%</li> <li>○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化</li> </ul>	
	航空機	89%	約90%	
タクシー	福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	81%	原則100%	
都市公園	移動等円滑化園路	48%	約60%	
	駐車場	44%	約60%	
	便所	33%	約45%	
路外駐車場	特定路外駐車場	51%	約70%	
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	51%	約60%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	97%	原則100%	

※1 旅客施設は段階解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。また、現状欄の数値は一部速報値